

## 条例案資料

◆「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行にともなう健康福祉部関係条例について …1

- ・議第18号 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例案 …5
- ・議第19号 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案 …7
- ・議第20号 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案 …9
- ・議第21号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案 …11
- ・議第22号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案 …13
- ・議第23号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例案 …15
- ・議第24号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例案 …17
- ・議第25号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案 …19
- ・議第26号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例案 …21

- ・議第27号 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案 …23
- ・議第28号 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案 …25
- ・議第29号 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案 …27
- ・議第30号 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案 …29
- ・議第31号 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案 …31
- ・議第32号 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案 …33
- ・議第33号 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案 …35
- ・議第34号 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案 …37
- ◆議第40号 准看護師、調理師および製菓衛生師に係る試験および免許に関する事務の関西広域連合への移管に伴う関係条例の整理に関する条例案 …39
- ◆議第41号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案 …51
- ◆議第46号 滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 …67
- ◆議第47号 滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 …69
- ◆議第48号 滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案 …71

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行にともなう健康福祉部関係条例について

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して定める独自基準			所管所属	頁数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権 への 配慮	⑨ 非常 災害 対策	⑩ 秘密 保持		
1	滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	—	○	○	○	健康福祉政策課	5
2	滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	〃	—	〃	—	※	○	※	障害福祉課	7
3	滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	〃	現行基準 に同じ	〃	—	※	○	※	障害福祉課	9
4	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	11
5	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	15

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して定める独自基準			所管所属	頁数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権 への 配慮	⑨ 非常 災害 対策	⑩ 秘密 保持		
6	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	施設の 規模は ⑥を参照 その他は 現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	■施設の規模 次の各サービスについては、施設の規模は原則として、省令の基準(標準)どおり20人以上とするが、一定の要件のもとで10人以上とすることができることを定める。 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B)	※	○	※	障害福祉課	17
7	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	現行基準 に同じ	〃	—	※	○	※	障害福祉課	21
8	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	23
9	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	※	○	※	障害福祉課	25
10	滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	27
11	滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	現行基準 に同じ	—	○	○	※	医療福祉推進課	29

番号	① 条例名	②基準の種類			⑥ 独自に定める基準	⑦共通して定める独自基準			所管所属	頁数
		③ 従うべき 基準	④ 標準	⑤ 参酌 すべき 基準		⑧ 人権 への 配慮	⑨ 非常 災害 対策	⑩ 秘密 保持		
12	滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	31
13	滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	33
14	滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	35
15	滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	37
16	滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	39
17	滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例	〃	〃	〃	—	○	○	※	医療福祉推進課	41



## 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）（第 2 次一括法）の施行による生活保護法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた保護施設の設備および運営に関する基準を当該省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 条例の概要

- (1) この条例は、生活保護法の規定に基づき、保護施設の設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 保護施設の設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 3 条および別表第 1 から別表第 5 まで関係）
- (4) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

## 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例案の概要

### 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行により、「生活保護法」（昭和 25 年法律第 144 号）が一部改正され、これまで国が一律に省令（「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の整備及び運営に関する最低基準」（昭和 41 年厚生労働省令第 18 号））で定めていた保護施設等の設備および運営等に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

### 2. 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、生活保護法に基づく保護施設であり、その種類は救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設となります。

※大津市（中核市）の所管に属する保護施設は除きます。

#### (2) 県独自条例の規定

ア 設置者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

##### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、責任者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

##### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

ウ 業務上知り得た利用者および家族の秘密を漏らさないこと、およびその必要な措置を講ずることを規定します。

##### 県の考え方

社会福祉従事者としての守秘義務の重要性に鑑み、他の社会福祉施設と同様の規定を設けることとします。

#### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

##### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。



滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者  
ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）等の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を当該省令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 制定の概要

(1) この条例は、児童福祉法の規定に基づき、指定通所支援に従事する従業者ならびに指定通所支援の事業の設備および運営に関する基準等を定めることとします。（第1条関係）

(2) この条例における用語は、法等において使用する用語の例によることとします。（第2条関係）

(3) 指定通所支援事業者の指定の申請者は法人とすることとします。（第3条関係）

(4) 指定通所支援事業者は、地域および家庭の結び付きを重視した運営を行い、保護者や障害児等の意向、障害児等の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児等に対して指定通所支援を提供することなどを定めることとします。（第4条関係）

(5) 指定通所支援に従事する従業者ならびに指定通所支援の事業の設備および運営に関する基準を定めることとします。（第5条関係）

(6) その他

ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

## 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに

### 設備および運営に関する基準等を定める条例案概要

#### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備および運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

#### 2 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の制定内容(案)

##### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となるのは、障害児通所支援の事業です。

##### (2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

##### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

##### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

##### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

## 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）等の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を当該省令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 制定の概要

- (1) この条例は、児童福祉法の規定に基づき、指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等について定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) この条例における用語の意義を定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 指定障害児入所施設の指定の申請者は、法人とすることとします。（第 3 条関係）
- (4) 指定障害児入所施設等の運営の基本方針について定めることとします。（第 4 条関係）
- (5) 指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 5 条、別表第 1、別表第 2 関係）
- (6) その他
  - ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに  
設備および運営に関する基準等を定める条例案概要

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、障害児入所施設です。

(2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）等の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を当該省令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 制定の概要

- (1) この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害福祉サービスの事業に従事する従業者ならびに指定障害福祉サービスの事業の設備および運営に関する基準等を定めることとします。（第1条関係）
- (2) この条例における用語は、法等において使用する用語の例によることとします。（第2条関係）
- (3) 指定障害福祉サービス事業を行う者は、地域および家族との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供することなどを定めることとします。（第3条関係）
- (4) 指定障害福祉サービスの事業に従事する従業者ならびに指定障害福祉サービスの事業の設備および運営に関する基準を定めることとします。（第4条関係）
- (5) 指定障害福祉サービスの事業を行う者の指定の申請者は法人とすることとします。（第5条関係）
- (6) その他
  - ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等  
を定める条例案概要

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

2 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の制定内容(案)

(1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となるのは、次の指定障害福祉サービス事業です。

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 共同生活介護
- ・ 自立訓練(機能訓練)
- ・ 自立訓練(生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型
- ・ 共同生活援助

※大津市(中核市)の所管に属するものは除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。





滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案要綱

1. 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）等の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を当該省令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 制定の概要

(1) この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定めることとします。（第1条関係）

(2) この条例における用語の意義を定めることとします。（第2条関係）

(3) 指定障害者支援施設の指定の申請者は、法人とすることとします。（第3条関係）

(4) 指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第4条、別表関係）

(5) その他

ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に際し必要な経過措置について規定することとします。

# 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める

## 条例案概要

### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

### 2 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の制定内容(案)

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、障害者支援施設です。  
※大津市(中核市)の所管に属するものは除きます。

#### (2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

#### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）等の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を当該省令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 制定の概要

(1) この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定めることとします。（第1条関係）

(2) この条例における用語は、法等において使用する用語の例によることとします。（第2条関係）

(3) 障害福祉サービス事業を行う者は、地域および家族との結び付きを重視した運営を行い、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供することなどを定めることとします。（第3条関係）

(4) 障害福祉サービスの事業に従事する従業者ならびに障害福祉サービスの事業の設備および運営に関する基準を定めることとします。（第4条関係）

(6) その他

ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

# 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

## 障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例案概要

### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

### 2 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となるのは、次の指定障害福祉サービス事業です。

- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練(機能訓練)
- ・ 自立訓練(生活訓練)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型

※大津市(中核市)の所管に属するものは除きます。

#### (2) 県条例独自の規定

ア 次の各サービスについては、施設の規模は原則として、省令の基準(標準)どおり20人以上とするが、一定の要件のもとで10人以上とすることができることを定める。

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援B

#### 県の考え方

特別支援学校卒業生の急増など、地域における日中活動の場の充実が求められている現状に鑑み、各サービス事業所が現行よりも小規模で開設できるようにすることで、事業所の負担を軽減し、日中活動の場の整備を促進することなどを目的として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

**(3) その他の規定**

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。



## 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を当該省令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 制定の概要

- (1) この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 2 条、別表関係）
- (3) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

# 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

## 地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例案概要

### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

### 2 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、地域活動支援センターです。  
※大津市(中核市)の所管に属するものは除きます。

#### (2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

#### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。



## 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を当該省令で定める基準を踏まえて条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 制定の概要

- (1) この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、福祉ホームの設備および運営に関する基準を定めることとします。  
（第 1 条関係）
- (2) 福祉ホームの設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 2 条、別表関係）
- (3) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

# 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

## 福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案概要

### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

### 2 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、福祉ホームです。  
※大津市(中核市)の所管に属するものは除きます。

#### (2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

#### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

## 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を当該省令で定める基準を踏まえて条例で定めるとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 制定の概要

- (1) この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) この条例における用語の意義を定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 3 条、別表関係）
- (4) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

# 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

## 障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例案概要

### 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正により、これまで国が一律に省令(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号))で定めていた基準を踏まえ条例で定めることに伴い、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例を制定します。(施行予定日:平成25年4月1日)

### 2 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の制定内容(案)

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、障害者支援施設です。  
※大津市(中核市)の所管に属するものは除きます。

#### (2) 県条例独自の規定

ア 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

#### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

## 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）の施行による社会福祉法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) この条例は、社会福祉法の規定に基づき、軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定めることとします。（第1条関係）
- (2) 軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定めることとします。（第2条、別表関係）
- (3) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

# 「滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案」概要

## 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、社会福祉法(昭和26年法律第45号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年厚生労働省令第107号。以下「国基準」という。))で定めていた軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

## 2. 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案の制定内容

### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、老人福祉法に基づく軽費老人ホームです。  
※大津市(中核市)の所管に属する軽費老人ホームを除きます。

### (2) 県条例独自の規定

ア 設置者の責務として、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保することを規定します。

#### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、職員に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

## 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案 要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）の施行による老人福祉法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた養護老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 概要

(1) この条例は、老人福祉法の規定に基づき、養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定めることとします。（第1条関係）

(2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第2条関係）

(3) 養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定めることとします。（第3条、別表関係）

(4) その他

ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

## 「滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案」 概要

### 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、老人福祉法(昭和38年法律第133号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年厚生省令第19号。以下「国基準」という。))で定めていた養護老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

### 2. 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案の 制定内容

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、老人福祉法に基づく養護老人ホームです。  
※大津市(中核市)の所管に属する養護老人ホームは除きます。

#### (2) 県条例独自の規定

ア 設置者の責務として、入所(居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

##### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

##### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

#### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

##### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。



## 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）の施行による老人福祉法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 概要

(1) この条例は、老人福祉法の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 1 条関係）

(2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第 2 条関係）

(3) 特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 3 条、別表第 1 から別表第 4 まで関係）

(4) その他

ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

## 「滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案」概要

### 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、老人福祉法(昭和38年法律第133号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第46号。以下「国基準」という。))で定めていた特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

### 2 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例案の制定内容

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームです。  
※大津市(中核市)の所管に属する特別養護老人ホームは除きます。

#### (2) 県条例独自の規定

ア 設置者の責務として、入所(居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

##### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、設置者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

##### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

#### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

##### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

### 【参考】

〈特別養護老人ホームの居室の定員〉

「定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」

(注1)ユニット型、地域密着型、ユニット型地域密着型の各特別養護老人ホームにおいて同じ。

(注2)条例施行日前から存する特別養護老人ホームおよび地域密着型特別養護老人ホームについては、居室の定員は「4人以下」となります。ただし、条例施行日以後に増築され、または全面的に改築された部分は除きます。

# 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案要綱

## 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

## 2 概要

(1) この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅サービスに従事する従業者ならびに指定居宅サービスの事業の設備および運営に関する基準等を定めることとします。（第1条関係）

(2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第2条関係）

(3) 次に掲げる居宅サービスの種類に応じ、それぞれの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第3条、別表第1から別表第12まで関係）

- ア 訪問介護
- イ 訪問入浴介護
- ウ 訪問看護
- エ 訪問リハビリテーション
- オ 居宅療養管理指導
- カ 通所介護
- キ 通所リハビリテーション
- ク 短期入所生活介護
- ケ 短期入所療養介護
- コ 特定施設入居者生活介護
- サ 福祉用具貸与
- シ 特定福祉用具販売

(4) 指定居宅サービス事業者の指定の申請者を定めることとします。（第4条関係）

(5) その他

- ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

# 「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案」概要

## 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号。以下「国基準」という。))で定めていた指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

## 2. 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案の制定内容

### (1) 条例の対象となる事業

この条例の対象となる事業は、介護保険法に基づく指定居宅サービスおよび基準該当居宅サービスです。

※大津市(中核市)の所管に属する事業所により行われる事業を除きます。

### (2) 県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

#### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により事業所における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)で定める基準を含む。以下「国基準等」という。)と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

国基準等に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準等と同一の基準とします。

滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 概要

(1) この条例は、介護保険法の規定に基づき、介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 1 条関係）

(2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第 2 条関係）

(3) 介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 3 条、別表第 1、別表第 2 関係）

(4) その他

ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

## 「滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案」概要

### 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号。以下「国基準」という。))で定めていた介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

### 2. 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案の制定内容

#### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、介護保険法に基づく介護老人保健施設です。  
※大津市(中核市)の所管に属する介護老人保健施設を除きます。

#### (2) 県条例独自の規定

ア 開設者の責務として、入所(居)者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

##### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、開設者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

##### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

#### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。  
なお、療養室、診察室および機能訓練室ならびに医師および看護師の員数の基準は、これまでどおり国が基準を定めるため、条例の対象外となります。

##### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

## 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準ならびに法で定められていた指定介護老人福祉施設の入所定員について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員ならびに指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 指定介護老人福祉施設の入所定員を定めることとします。（第 3 条関係）
- (4) 指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第 4 条、別表第 1、別表第 2 関係）
- (5) その他
  - ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

# 「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案」概要

## 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）が一部改正され、これまで国が一律に省令（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号。以下「国基準」という。））で定めていた指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準および法で定めていた指定介護老人福祉施設の入所定員について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

## 2. 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案の制定内容

### (1) 条例の対象となる事業

この条例の対象となる施設は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設です。  
※大津市（中核市）の所管に属する指定介護老人福祉施設は除きます。

### (2) 県条例独自の規定

ア 開設者の責務として、入所（居）者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

#### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、開設者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

なお、法に規定する条例で定める指定介護老人福祉施設の入所定員は、現行どおり30人以上とすることとします。

#### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。また、施設の入所定員についても、これまでと異なる定員を定める特段の合理性や地域の事情も認められません。

#### 【参考】（指定介護老人福祉施設の居室の定員）

「定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」

（注）条例施行日前から存する指定介護老人福祉施設（ユニット型を除く。）は、居室の定員は「4人以下」となります。ただし、条例施行日以後に増築され、または全面的に改築された部分は除きます。



滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案要綱

## 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

## 2 概要

- (1) この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定介護予防サービスに従事する従業者ならびに指定介護予防サービスの事業の設備および運営に関する基準等を定めることとします。（第1条関係）
- (2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第2条関係）
- (3) 次に掲げる介護予防サービスの種類に応じ、それぞれの事業の従業者ならびに設備および運営等に関する基準を定めることとします。（第3条、別表第1から別表第12まで関係）

- ア 介護予防訪問介護
- イ 介護予防訪問入浴介護
- ウ 介護予防訪問看護
- エ 介護予防訪問リハビリテーション
- オ 介護予防居宅療養管理指導
- カ 介護予防通所介護
- キ 介護予防通所リハビリテーション
- ク 介護予防短期入所生活介護
- ケ 介護予防短期入所療養介護
- コ 介護予防特定施設入居者生活介護
- サ 介護予防福祉用具貸与
- シ 特定介護予防福祉用具販売

- (4) 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者を定めることとします。（第4条関係）

### (5) その他

- ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案」概要

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)および介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号。以下「国基準」という。))で定めていた指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

2. 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案の制定内容

(1) 条例の対象となる事業

この条例の対象となる事業は、介護保険法に基づく指定介護予防サービスおよび基準該当介護予防サービスです。

※大津市(中核市)の所管に属する事業所により行われる事業を除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により事業所における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定める基準を含む。以下「国基準等」という。)と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

国基準等に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準等と同一の基準とします。

## 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案要綱

### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従前、省令で定められていた指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。）の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第1条関係）
- (2) この条例における用語の定義を定めることとします。（第2条関係）
- (3) 指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定めることとします。（第3条、別表第1、別表第2関係）
- (4) その他
  - ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

# 「滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案」概要

## 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、介護保険法(平成9年法律第123号)が一部改正され、これまで国が一律に省令(「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第41号。以下「国基準」という。))で定めていた指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準について、条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

## 2. 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案の制定内容

### (1) 条例の対象となる施設

この条例の対象となる施設は、介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設です。  
※大津市(中核市)の所管に属する指定介護療養型医療施設を除きます。

### (2) 県条例独自の規定

ア 開設者の責務として、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

#### 県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従業者に対する研修の実施について、開設者の責務として規定することとします。

イ 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、当該他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

#### 県の考え方

社会福祉施設の事業継続の必要性に鑑み、非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

### (3) その他の規定

上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

#### 県の考え方

国基準に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国基準と同一の基準とします。

准看護師、調理師および製菓衛生師に係る試験および免許に関する事務の関西広域連合への移管に伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

1 改正の理由

准看護師、調理師および製菓衛生師に係る試験および免許に関する事務について、平成 25 年 4 月 1 日から関西広域連合へ移管されることに伴い、関係条例について必要な改廃を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 保健師助産師看護師法に基づく准看護師の免許の申請の受付等に関する事務について、移譲対象から除くこととします。(別表関係)

イ 調理師法に基づく調理師の免許の申請の受付等に関する事務について、移譲対象から除くこととします。(別表関係)

ウ 製菓衛生師法に基づく製菓衛生師の免許の申請の受付等に関する事務について、移譲対象から除くこととします。(別表関係)

(2) 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正

ア 調理師法に基づく事務手数料の規定を削ることとします。(第 2 条関係)

イ 製菓衛生師法に基づく事務手数料の規定を削ることとします。(第 2 条関係)

ウ 保健師助産師看護師法に基づく事務手数料の規定について、准看護師に係る免許の手数料等の規定の削除等を行うこととします。(別表第 37 関係)

(3) 滋賀県准看護師試験委員条例は、廃止することとします。

(4) その他

ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

議第 号

准看護師、調理師および製菓衛生師に係る試験および免許に関する事務の関西広域連  
合への移管に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成 25 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

准看護師、調理師および製菓衛生師に係る試験および免許に関する事務の関西広  
域連合への移管に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 18 年滋賀県  
条例第 71 号)の一部を次のように改正する。

別表(8)の 4 の項中「掲げる事務」の右に「(ウからクまでに掲げる事務にあつて  
は、准看護師に係るものを除く。)」を加え、同項中アおよびイを削り、ウをアとし、  
エをイとし、同項オ中「第 3 条第 3 項および第 5 項」を「第 3 条第 5 項」に改め、同  
項オを同項ウとし、同項カ中「第 4 条第 2 項および第 3 項」を「第 4 条第 3 項」に改  
め、同項カを同項エとし、同項キ中「第 6 条第 2 項および第 4 項」を「第 6 条第 4 項」  
に改め、同項中キをオとし、クを削り、ケをカとし、コをキとし、同項サ中「第 8 条  
第 2 項、第 4 項および第 5 項」を「第 8 条第 5 項」に改め、同項サを同項クとする。

別表(32)の 2 の項を次のように改める。

(32)の 2 削除	
------------	--

別表(44)の 2 の項を削る。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和 24 年滋賀県条例第 18 号)の一部を次の  
ように改正する。

第 2 条第 2 項第 54 号を次のように改める。

(54) 削除

第 2 条第 2 項第 61 号を次のように改める。

(61) 削除

別表第 37(1)の項から(3)の項までを削り、同表(4)の項中「第 6 条第 2 項(政令附  
則第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく准看護師免許証または保健  
婦免状もしくは」を「附則第 2 項において準用する政令第 6 条第 2 項の規定に基づく、

保健婦免状または」に、同 3,400 を 1 件につき 3,400

に改め、同項を同表(1)の項とし、同表(5)の項中「第7条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく准看護師免許証または保健婦免状もしくは」を「附則第2項において準用する政令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状または」に改め、同項を同表(2)の項とし、同表(6)の項を同表(3)の項とする。

(滋賀県准看護師試験委員条例の廃止)

第3条 滋賀県准看護師試験委員条例(昭和29年滋賀県条例第13号)は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第22号から第24号までを次のように改める。

(22)から(24)まで 削除
- 3 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中「第53号」の右に「、第55号」を、「第60号」の右に「、第62号」を加える。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新																																		
<p>第1条～第3条 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p>																																		
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>																																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 403 824 443">(1)～(8)の3 省略</td> <td data-bbox="824 403 1115 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 443 824 762"> <p>(8)の4 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）および保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> </td> <td data-bbox="824 443 1115 762"> <p>大津市</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 762 824 834"> <p>ア 法第8条の規定による免許に係る申請の受付</p> </td> <td data-bbox="824 762 1115 834"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 834 824 906"> <p>イ 法第12条第5項の規定による知事が作成した准看護師免許証の交付</p> </td> <td data-bbox="824 834 1115 906"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 906 824 962"> <p>ウ 法第33条の規定による届出の受付</p> </td> <td data-bbox="824 906 1115 962"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 962 824 1034"> <p>エ 政令第1条の3第1項の規定による免許の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="824 962 1115 1034"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1034 824 1106"> <p>オ 政令第3条第3項および第5項の規定による訂正の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="824 1034 1115 1106"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1106 824 1177"> <p>カ 政令第4条第2項および第3項ならびに第5条第1項および第2項の規定による登録の抹消の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="824 1106 1115 1177"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1177 824 1249"> <p>キ 政令第6条第2項および第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="824 1177 1115 1249"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1249 824 1321"> <p>ク 政令第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="824 1249 1115 1321"></td> </tr> </table>	(1)～(8)の3 省略		<p>(8)の4 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）および保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	<p>大津市</p>	<p>ア 法第8条の規定による免許に係る申請の受付</p>		<p>イ 法第12条第5項の規定による知事が作成した准看護師免許証の交付</p>		<p>ウ 法第33条の規定による届出の受付</p>		<p>エ 政令第1条の3第1項の規定による免許の申請の受付</p>		<p>オ 政令第3条第3項および第5項の規定による訂正の申請の受付</p>		<p>カ 政令第4条第2項および第3項ならびに第5条第1項および第2項の規定による登録の抹消の申請の受付</p>		<p>キ 政令第6条第2項および第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受付</p>		<p>ク 政令第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 403 1736 443">(1)～(8)の3 省略</td> <td data-bbox="1736 403 2016 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 443 1736 762"> <p>(8)の4 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）および保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（ウからクまでに掲げる事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="1736 443 2016 762"> <p>大津市</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 762 1736 834"> <p>ア 法第33条の規定による届出の受付</p> </td> <td data-bbox="1736 762 2016 834"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 834 1736 906"> <p>イ 政令第1条の3第1項の規定による免許の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="1736 834 2016 906"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 906 1736 978"> <p>ウ 政令第3条第5項の規定による訂正の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="1736 906 2016 978"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 978 1736 1050"> <p>エ 政令第4条第3項ならびに第5条第1項および第2項の規定による登録の抹消の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="1736 978 2016 1050"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1050 1736 1121"> <p>オ 政令第6条第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受付</p> </td> <td data-bbox="1736 1050 2016 1121"></td> </tr> </table>	(1)～(8)の3 省略		<p>(8)の4 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）および保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（ウからクまでに掲げる事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）</p>	<p>大津市</p>	<p>ア 法第33条の規定による届出の受付</p>		<p>イ 政令第1条の3第1項の規定による免許の申請の受付</p>		<p>ウ 政令第3条第5項の規定による訂正の申請の受付</p>		<p>エ 政令第4条第3項ならびに第5条第1項および第2項の規定による登録の抹消の申請の受付</p>		<p>オ 政令第6条第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受付</p>	
(1)～(8)の3 省略																																			
<p>(8)の4 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）および保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	<p>大津市</p>																																		
<p>ア 法第8条の規定による免許に係る申請の受付</p>																																			
<p>イ 法第12条第5項の規定による知事が作成した准看護師免許証の交付</p>																																			
<p>ウ 法第33条の規定による届出の受付</p>																																			
<p>エ 政令第1条の3第1項の規定による免許の申請の受付</p>																																			
<p>オ 政令第3条第3項および第5項の規定による訂正の申請の受付</p>																																			
<p>カ 政令第4条第2項および第3項ならびに第5条第1項および第2項の規定による登録の抹消の申請の受付</p>																																			
<p>キ 政令第6条第2項および第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受付</p>																																			
<p>ク 政令第7条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付</p>																																			
(1)～(8)の3 省略																																			
<p>(8)の4 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）および保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（ウからクまでに掲げる事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）</p>	<p>大津市</p>																																		
<p>ア 法第33条の規定による届出の受付</p>																																			
<p>イ 政令第1条の3第1項の規定による免許の申請の受付</p>																																			
<p>ウ 政令第3条第5項の規定による訂正の申請の受付</p>																																			
<p>エ 政令第4条第3項ならびに第5条第1項および第2項の規定による登録の抹消の申請の受付</p>																																			
<p>オ 政令第6条第4項の規定による免許証の書換交付の申請の受付</p>																																			



<p>ケ 政令第7条第5項の規定による免許証の返納の受付</p> <p>コ 政令第7条第6項の規定による免許証の再交付の申請および返納の受付</p> <p>サ 政令第8条第2項、第4項および第5項の規定による免許証の返納の受付</p>		<p>カ 政令第7条第5項の規定による免許証の返納の受付</p> <p>キ 政令第7条第6項の規定による免許証の再交付の申請および返納の受付</p> <p>ク 政令第8条第5項の規定による免許証の返納の受付</p>	
<p>(8)の5～(32) 省略</p>		<p>(8)の5～(32) 省略</p>	
<p>(32)の2 調理師法(昭和33年法律第147号)および調理師法施行令(昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 調理師法第3条第1項の規定による調理師の免許の申請の受付</p> <p>イ 調理師法第3条の2第1項の規定による調理師試験に係る願書の受付</p> <p>ウ 調理師法第5条第3項の規定による知事が作成した免許証の交付</p> <p>エ 政令第11条第1項の規定による名簿の訂正の申請の受付</p> <p>オ 政令第12条第1項の規定による登録の消除の申請の受付</p> <p>カ 政令第13条第1項の規定による免許証の書換交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付</p> <p>キ 政令第14条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付</p> <p>ク 政令第14条第4項ならびに第15条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付</p>	<p>大津市</p>	<p>(32)の2 削除</p>	

(32)の3～(44) 省略

(44)の2 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)および製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 製菓衛生師法第3条の規定による製菓衛生師の免許に係る申請の受付

イ 製菓衛生師法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験に係る願書の受付

ウ 製菓衛生師法第7条第3項の規定による知事が作成した免許証の交付

エ 政令第3条第1項の規定による名簿の訂正の申請の受付

オ 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受付

カ 政令第5条第1項の規定による免許証の書換え交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付

キ 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受付および知事が作成した免許証の交付

ク 政令第6条第4項ならびに第7条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付

大津市

(45)～(76) 省略

(32)の3～(44) 省略

(削除)

(45)～(76) 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新				
<p>第2条第2項第53号まで 省略</p> <p>(54) <u>調理師法に基づく事務手数料</u>  <u>調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定に基づく調理師の免許の手数料 1件につき 5,600円</u>  <u>調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の手数料 1件につき 6,100円</u>  <u>調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第13条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付の手数料 1件につき 3,200円</u>  <u>調理師法施行令第14条第1項の規定に基づく免許証の再交付の手数料 1件につき 3,600円</u></p> <p>(55)～(60)まで 省略</p> <p>(61) <u>製菓衛生師法に基づく事務手数料</u>  <u>製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第3条の規定に基づく製菓衛生師の免許の手数料 1件につき 5,600円</u>  <u>製菓衛生師法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の手数料 1件につき 9,400円</u>  <u>製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付の手数料 1件につき 3,000円</u>  <u>製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付の手数料 1件につき 3,500円</u></p> <p>(62)～(85) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第36 省略</p> <p>別表第37          保健師助産師看護師法に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表</td> <td style="text-align: right;">円 1件につき 5,300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表	円 1件につき 5,300	<p>第2条第2項第53号まで 省略</p> <p>(54) 削除</p> <p>(55)～(60)まで 省略</p> <p>(61) 削除</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第36 省略</p> <p>別表第37          保健師助産師看護師法に基づく事務手数料</p>
区分	金額				
(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この表	円 1件につき 5,300				

において「法」という。) 第8条の規定に基づく准看護師の免許の手数料		
(1)の2 法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修(法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対するものに限る。)の受講料	同	38,000
(1)の3 法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修((1)の2の項に該当するものを除く。)の受講料	同	76,000
(1)の4 法第15条の2第4項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	同	5,300
(1)の5 法第15条の2第5項の規定に基づく再教育研修修了登録証の書換交付の手数料	同	3,400
(1)の6 法第15条の2第5項の規定に基づく再教育研修修了登録証の再交付の手数料	同	4,200
(2) 法第18条の規定に基づく准看護師試験の手数料	同	6,900
(3) 法第18条および第28条の規定に基づく准看護師試験合格証明書 <sub>1</sub> の交付の手数料	同	3,000

(4) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この表において「政令」という。） 第6条第2項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護師免許証または保健婦免状もしくは看護師免状もしくは看護人免状の書換え交付の手数料	同	3,400
(5) 政令第7条第2項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく准看護師免許証または保健婦免状もしくは看護婦免状もしくは看護人免状の再交付の手数料	同	4,200
(6) 政令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付の手数料	同	4,400

別表第38以下 省略

区分	金額
(1) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この表において「政令」という。） 附則第2項において準用する政令第6条第2項の規定に基づく保健婦免状または看護師免状もしくは看護人免状の書換え交付の手数料	円 1件につき 3,400
(2) 政令附則第2項において準用する政令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状または看護婦免状もしくは看護人免状の再交付の手数料	同 4,200
(3) 政令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付の手数料	同 4,400

別表第38以下 省略

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（付則関係）

旧	新
<p>（目的および適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(21) 省略</p> <p><u>(22) 准看護師試験委員</u></p> <p><u>(23)および(24) 削除</u></p> <p>(25)以下省略</p>	<p>（目的および適用範囲）</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(21) 省略</p> <p><u>(22)から(24)まで 削除</u></p>

滋賀県収入証紙条例新旧対照表（付則関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学審査手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号から第58号まで、第60号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号から第83号までおよび第84号から第86号までに規定する手数料</p> <p>(2)および(3) 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学審査手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、<u>第55号</u>から第58号まで、第60号、<u>第62号</u>から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号から第83号までおよび第84号から第86号までに規定する手数料</p> <p>(2)および(3) 省略</p>





地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

1 改正の理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正により同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）に改められたこと等に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めること等必要な規定の整理を行うこととします。（第1条から第4条まで関係）

- ア 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- イ 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ウ 滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例
- エ 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例
- オ 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例
- カ 滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例
- キ 滋賀県障害者自立支援法第115条の規定に基づく過料に関する条例
- ク 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例

(2) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。ただし、(1)の一部は平成26年4月1日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則および付則 略		本則および付則 略	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(61) 略		(1)～(61) 略	
(62) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（育成医療に係るものに限る。）	市町（大津市を除く。）	(62) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（育成医療に係るものに限る。）	市町（大津市を除く。）
ア 法第52条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定		ア 法第52条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定	
イ 法第54条第2項の規定による支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受ける自立支援医療機関の決定		イ 法第54条第2項の規定による支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受ける自立支援医療機関の決定	
ウ 法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付		ウ 法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付	
エ 法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定		エ 法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定	
オ 法第57条第1項の規定による支給認定の取消し		オ 法第57条第1項の規定による支給認定の取消し	
カ アからオまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの		カ アからオまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
(63)～(76) 略		(63)～(76) 略	

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、または入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院または診療所に入院している場合</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u></p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、または入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院または診療所に入院している場合</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</u></p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合</p> <p>以下 略</p>

滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年滋賀県条例第123号）に基づく制度の円滑な運用を図るために緊急に行うべき事業を実施するため、滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年滋賀県条例第123号）に基づく制度の円滑な運用を図るために緊急に行うべき事業を実施するため、滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 介護等の業務 法第2条第2項に規定する介護等の業務で、社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものにおいて行われるものまたは次に掲げる事業として行われるものをいう。</p> <p>ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業</p> <p>イ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 介護等の業務 法第2条第2項に規定する介護等の業務で、社会福祉施設その他の施設で規則で定めるものにおいて行われるものまたは次に掲げる事業として行われるものをいう。</p> <p>ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業</p> <p>イ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業</p> <p>以下 略</p>

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第2条 略 （業務）</p> <p>第3条 淡海学園は、法第44条に規定する児童自立支援施設としての業務のほか、児童自立支援施設の設置の目的を達成するために必要な業務を行う。</p> <p>2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する障害児入所施設としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1）法第4条第2項に規定する障害児に係る<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所の業務</p> <p>（2）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所の業務（近江学園に限る。）</p> <p>（3）その他障害児入所施設の設置の目的を達成するために必要な業務（利用の承認等）</p> <p>第4条～第11条 略 付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 （業務の特例）</p> <p>2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる業務のほか、<u>障害者自立支援法</u>第5条第12項に規定する障害者支援施設としての業務（満18歳に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の承認を受けた者（第3条第2項第1号に規定する短期入所の利用の承認を受けた者を除く。）に係るものに限る。）を行う。</p> <p>3～4 略</p>	<p>第1条～第2条 略 （業務）</p> <p>第3条 淡海学園は、法第44条に規定する児童自立支援施設としての業務のほか、児童自立支援施設の設置の目的を達成するために必要な業務を行う。</p> <p>2 近江学園および信楽学園は、法第42条に規定する障害児入所施設としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1）法第4条第2項に規定する障害児に係る<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所の業務</p> <p>（2）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所の業務（近江学園に限る。）</p> <p>（3）その他障害児入所施設の設置の目的を達成するために必要な業務（利用の承認等）</p> <p>第4条～第11条 略 付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 （業務の特例）</p> <p>2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる業務のほか、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第12項に規定する障害者支援施設としての業務（満18歳に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の承認を受けた者（第3条第2項第1号に規定する短期入所の利用の承認を受けた者を除く。）に係るものに限る。）を行う。</p> <p>3～4 略</p>

別表（第5条、第10条関係）

区分	金額
障害児入所 支援	法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所	障害者自立支援法第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の5を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

別表（第5条、第10条関係）

区分	金額
障害児入所 支援	法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の5を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

注 この表に定めるもののほか、特別に要する費用については、知事が別に定める額とする。

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項（<u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。</p> <p>以下 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項（<u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。</p> <p>以下 略</p>



滋賀県障害者自立支援法第115条の規定に基づく過料に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>1 正当な理由なしに、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第9条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 正当な理由なしに、<u>障害者自立支援法</u>第10条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>1 正当な理由なしに、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第9条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 正当な理由なしに、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第10条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。</p>

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新												
<p>第1条 略 （業務）</p> <p>第2条 むれやま荘は、<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1） <u>障害者自立支援法第5条第8項</u>に規定する短期入所の業務</p> <p>（2）～（3） 略</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p>付 則 略</p> <p>別表（第5条、第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者支援施設としての業務および短期入所</td> <td><u>障害者自立支援法第29条第3項</u>の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	障害者支援施設としての業務および短期入所	<u>障害者自立支援法第29条第3項</u> の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	（略）	（略）	<p>第1条 略 （業務）</p> <p>第2条 むれやま荘は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1） <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項</u>に規定する短期入所の業務</p> <p>（2）～（3） 略</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p>付 則 略</p> <p>別表（第5条、第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者支援施設としての業務および短期入所</td> <td><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項</u>の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	障害者支援施設としての業務および短期入所	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項</u> の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	（略）	（略）
区分	金額												
障害者支援施設としての業務および短期入所	<u>障害者自立支援法第29条第3項</u> の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額												
（略）	（略）												
区分	金額												
障害者支援施設としての業務および短期入所	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項</u> の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額												
（略）	（略）												

滋賀県障害者介護給付費等不服審査会設置条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 不服審査会の委員の定数は、5人とする。</p> <p>2 <u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）第48条第1項の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。</p> <p>第4条および第5条 略</p>	<p>第1条および第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 不服審査会の委員の定数は、5人とする。</p> <p>2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）第48条第1項の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。</p> <p>第4条および第5条 略</p>

滋賀県障害者自立支援法第115条の規定に基づく過料に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>○滋賀県障害者自立支援法第115条の規定に基づく過料に関する条例</p> <p>本則および付則 略</p>	<p>○滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第115条の規定に基づく過料に関する条例</p> <p>本則および付則 略</p>

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、または入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院または診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金または障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、または入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院または診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合</p> <p>以下 略</p>

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 (業務の特例)</p> <p>2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる業務のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する障害者支援施設としての業務（満18歳に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の承認を受けた者（第3条第2項第1号に規定する短期入所の利用の承認を受けた者を除く。）に係るものに限る。）を行う。</p> <p>3～4 略</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 (業務の特例)</p> <p>2 当分の間、近江学園および信楽学園は、第3条第2項各号に掲げる業務のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設としての業務（満18歳に達する日の前日までに近江学園または信楽学園の利用の承認を受けた者（第3条第2項第1号に規定する短期入所の利用の承認を受けた者を除く。）に係るものに限る。）を行う。</p> <p>3～4 略</p>

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条 略 （業務）</p> <p>第2条 むれやま荘は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。 （1）～（3） 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 （業務）</p> <p>第2条 むれやま荘は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）としての業務のほか、次に掲げる業務を行う。 （1）～（3） 略</p> <p>以下 略</p>





## 滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

基金事業のうち、福祉・介護人材の処遇改善事業等について、平成 25 年 3 月末の事業実施期限における支払いの過誤調整等の精算事務に対応するため、所要の改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 25 年 12 月 31 日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>○滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例</p> <p>本則 略 付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>○滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例</p> <p>本則 略 付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>平成25年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

## 滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

社会福祉施設等の耐震化等の事業の実施期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成26年3月31日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

## 滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地域における自殺対策事業を平成25年度においても継続して実施できるようにするため、所要の改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成26年3月31日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施工する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成 25 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>本則省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施工する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成 26 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>